令和２年（２０２０年）
第２回定例会

議案概要

東京都町田市

新型コロナウイルス感染症対策に伴う附属機関の会議の開催方法等に関する議案(4本)について

【対象議案】

○ 第４７号議案　町田市長期計画審議会条例の一部を改正する条例（p.2）
○ 第５０号議案　町田市地域福祉計画審議会条例の一部を改正する条例（p.5）
○ 第５１号議案　町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会条例の一部を改正する条例（p.6）
○ 第５６号議案　町田市環境審議会条例の一部を改正する条例（p.11）

【共通説明】

○ 現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人と人の接触をできるだけ少なくすることが求められており、集合方式による会議の開催が困難な状態が続いています。

○ 現在の条例の規定では、「集合方式による会議」のみを想定しているため、今回のような、新型コロナウイルスの影響による変化に対応しきれません。

○ そこで、条例から集合方式による会議に関する規定を削り、会議の開催方法等については、規則に委任し、それぞれの附属機関の特性に合わせて定めます。

○ 今回、上程する議案(4本)は、7月、8月に開催を予定している附属機関に関するものです。

○ これらの改正により、災害その他の特別の理由により集合方式による会議の開催が困難な場合には、書面による審議等ができるようになります。

○ 非常時にあっても、市政が停滞することなく、持続可能な体制がつくられます。

問合せ先	政策経営部　企画政策課長　浦田 地域福祉部　福祉総務課長　吉本 いきいき生活部　いきいき総務課長　佐藤 環境資源部　環境政策課長　宮坂	電話	724-2103 724-2133 724-2916 724-4379

議案概要

議案名	第４７号議案　町田市長期計画審議会条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

会議の開催方法等を規則に委任するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 会議に関する規定を削ります。
○ その他文言の整理を行います。

○ 公布の日から施行します。

【関係法令】

○ 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項
○ 地方自治法第 202 条の 3

【経緯】

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人と人の接触をできるだけ少なくすることが求められています。

○ 現在の本条例の規定では、集合方式による会議のみを想定しているため、会議の開催が困難な状態が続いています。

【改正により何が変わるか】

○ 災害その他の特別の理由により集合方式による会議の開催が困難な場合には、書面による審議等ができるようになります。

問合せ先	政策経営部　企画政策課長　浦田	電話	724-2103

議案概要

議案名	第４８号議案　町田市手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)の適合認定について、新たに簡易な評価方法の手数料を加えます。

○ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定について、複数の建築物をまとめて認定する場合及び共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の算定方法※を加えます。

○ 2020 年 7 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）

○ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年経済産業省、国土交通省令第 3 号）

〔複数建築物の認定〕

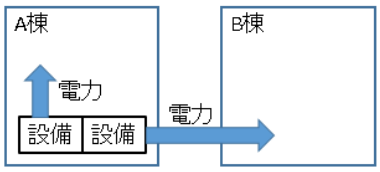

複数棟（A棟、B棟）
まとめての認定が可能になります。

〔共同住宅の共用部分の対象除外〕

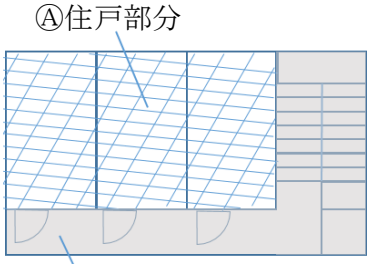

Ⓐ+Ⓑの認定のほかに
Ⓐの部分のみでの認定が可能になります。

※　「共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の算定方法」については、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素住宅にも適用されます。

問合せ先	都市づくり部　建築開発審査課長　原田	電話	724-4413

議案概要

議案名	第４９号議案　町田市市税条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 市たばこ税のうち、1本あたりの重量が1ｇ未満の軽量な葉巻たばこについては、紙巻たばこと同様に本数に換算して課税します。なお、激変緩和のため、段階的に移行します。

（たばこ区分と課税方式）　［2020年10月1日施行］［2021年10月1日施行］

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>現行</th><th>2020年10月1日～
2021年9月30日</th><th>2021年10月1日～</th></tr>
<tr><td colspan="2">紙巻たばこ</td><td colspan="3">本数課税</td></tr>
<tr><td rowspan="3">葉巻たばこ
（1本あたりの重量）</td><td>(A)0.7ｇ未満</td><td rowspan="3">重量比例課税</td><td>本数課税</td><td rowspan="2">本数課税</td></tr>
<tr><td>(B)0.7ｇ以上
1ｇ未満</td><td rowspan="2">重量比例課税</td></tr>
<tr><td>(C)1ｇ以上</td><td>重量比例課税</td></tr>
</table>

○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベントの中止等をした事業者に対して、チケット代の払戻しを請求しない場合、個人住民税の寄附金控除の対象とします。
［2021年1月1日施行］

○ 住宅ローン控除について、新型コロナウイルス感染症の影響で入居が期限(2020年12月31日)に遅れた場合でも、一定の要件を満たすことで個人住民税の控除の対象とします。
［2021年1月1日施行］

○ 軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期間を6か月間延長し、2021年3月31日までに取得したものを対象とします。［公布の日施行］

○ 中小企業者が先端設備等を取得した際の償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用の対象となる資産は、これまで機械、装置等でしたが、新たに事業用家屋及び構築物を追加します。また、対象となる設備投資期間を2年間延長し、2023年3月31日までとします。［公布の日施行］

【関係法令】

○ 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)

○ 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)

【地方税法等の改正による徴収猶予制度の特例について】

○ 新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

○ 対象となる方は、次のいずれも満たす方です。
- 新型コロナウイルスの影響により、2020年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- 一時に納税を行うことが困難であること。

○ 適用対象となる税は、「2020年2月1日から2021年1月31日まで」に納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの税目です。

○ 2020年2月1日以降の納期限で、既に納期限を過ぎている場合でも、2020年6月30日までに申請を行えば、徴収猶予の特例の対象となります。

○ 2020年7月1日以降に納期限が到来するものは、当該納期限までに申請が必要です。

【町田市における徴収猶予の適用対象について】

○ 徴収猶予の適用対象を「2020年2月1日から2021年3月31日まで」に納期限が到来する市税とします。

問合せ先	財務部　市民税課長　佐藤 財務部　納税課長　中村	電話	724-3067 724-2122

議案概要

議案名	第５０号議案　町田市地域福祉計画審議会条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

会議の開催方法等を規則に委任するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 会議に関する規定を削ります。
○ その他文言の整理を行います。

○ 公布の日から施行します。

【関係法令】

○ 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項
○ 地方自治法第 202 条の 3

【経緯】

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人と人の接触をできるだけ少なくすることが求められています。

○ 現在の本条例の規定では、集合方式による会議のみを想定しているため、会議の開催が困難な状態が続いています。

【改正により何が変わるか】

○ 災害その他の特別の理由により集合方式による会議の開催が困難な場合には、書面による審議等ができるようになります。

問合せ先	地域福祉部　福祉総務課長　吉本	電話	724-2133

議案概要

議案名	第５１号議案　町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

会議の開催方法等を規則に委任するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 会議に関する規定を削ります。

○ 公布の日から施行します。

【関係法令】

○ 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項

○ 地方自治法第 202 条の 3

【経緯】

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人と人の接触をできるだけ少なくすることが求められています。

○ 現在の本条例の規定では、集合方式による会議のみを想定しているため、会議の開催が困難な状態が続いています。

【改正により何が変わるか】

○ 災害その他の特別の理由により集合方式による会議の開催が困難な場合には、書面による審議等ができるようになります。

問合せ先	いきいき生活部　いきいき総務課長　佐藤	電話	724-2916

議案概要

議案名	第５２号議案　町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 放課後児童支援員の資格要件となる研修について、これまで「都道府県知事」及び「指定都市の長」が実施する研修に限られていましたが、「中核市の長」が実施する研修も対象に加えます。

○ 公布の日から施行します。

【関係法令】

○ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を一部改正する省令（令和２年厚生労働省令第 21 号）

問合せ先	子ども生活部　児童青少年課長　早出	電話	724-2182

議案概要

議案名	第５３号議案　町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

金井町・藤の台団地地区の町区域の新設及び住居表示の実施に伴い、当該地区に所在する学童保育クラブの位置の表記を改めるため、及び小山田南小学校内の学童保育クラブに指定管理者制度を導入するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 学童保育クラブの位置の表記を改めます。[2020 年 7 月 25 日施行]

学童保育クラブ名	改正後	改正前
藤の台ポケット組学童保育クラブ	藤の台三丁目 1 番 1 号	金井町 3,040 番地 15
金井学童保育クラブ	金井ヶ丘一丁目 30 番 2 号	金井町 2,612 番地 183

○ 小山田南小学校内の桜の森学童保育クラブを別表に加えます。[2021 年 4 月 1 日施行]

名称	位置	定員
桜の森学童保育クラブ	小山田桜台二丁目7番地	45名

【関係法令】

○ 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項（住居表示の実施手順）

問合せ先	子ども生活部　児童青少年課長　早出	電話	724-2182

議案概要

議案名	第５４号議案　町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

内閣府令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 特定地域型保育事業者※による保育の提供を受けていた 2 歳児クラスの乳幼児の卒園後の受入れについて、市が当該乳幼児を優先的に取り扱う措置を行う場合は、事業者による連携施設の確保を免除します。

○ 公布の日から施行します。

【関係法令】

○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和 2 年内閣府令第 33 号)

※ 「特定地域型保育事業者」とは、0 歳児から 2 歳児までの保育を行う家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を実施する者で、特定地域型保育給付の対象として、市の確認を受けた者をいいます。

問合せ先	子ども生活部　保育・幼稚園課長　櫻井	電話	724-2138

議案概要

議案名	第５５号議案　町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 家庭的保育事業者等※による保育の提供を受けていた 2 歳児クラスの乳幼児の卒園後の受入れについて、市が当該乳幼児を優先的に取り扱う措置を行う場合は、事業者による連携施設の確保を免除します。

○ 居宅訪問型保育事業者による保育の提供について、母子家庭等の乳幼児の保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上等の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合にも拡充します。

○ 公布の日から施行します。

【関係法令】

○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 40 号）

※ 「家庭的保育事業者等」とは、0 歳児から 2 歳児までの保育を行う家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を実施する者をいいます。

問合せ先	子ども生活部　子育て推進課長　市川	電話	724-4467

議案概要

議案名	第５６号議案　町田市環境審議会条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

会議の開催方法等を規則に委任するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 会議に関する規定を削ります。
○ その他文言の整理を行います。

○ 公布の日から施行します。

【関係法令】

○ 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項
○ 地方自治法第 202 条の 3

【経緯】

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人と人の接触をできるだけ少なくすることが求められています。

○ 現在の本条例の規定では、集合方式による会議のみを想定しているため、会議の開催が困難な状態が続いています。

【改正により何が変わるか】

○ 災害その他の特別の理由により集合方式による会議の開催が困難な場合には、書面による審議等ができるようになります。

問合せ先	環境資源部　環境政策課長　宮坂	電話	724-4379

議案概要

議案名	第５７号議案　町田市営住宅条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

公営住宅法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 不正の行為により入居した者に対し住宅の明渡しの請求をする際に請求する利息の率を、年5パーセントから民法で定める法定利率（年3パーセント）に改めます。

○ 公布の日から施行します。

【関係法令】

○ 公営住宅法第32条第3項（公営住宅の明渡し）
○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第45号）

【経緯】

○ 民法改正により法定利率が年5パーセントから年3パーセントに引き下げられることに伴い、公営住宅法が改正されました。

問合せ先	都市づくり部　住宅課長　香月	電話	724-4269

議案概要

議案名	第５８号議案　町田市立学校設置条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

金井町・藤の台団地地区の町区域の新設及び住居表示の実施に伴い、当該地区に所在する町田市立学校の位置の表記を改めるため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市立学校の位置の表記を改めます。

学校名	改正後	改正前
藤の台小学校	藤の台三丁目 1 番 1 号	金井町 3,040 番地 15
金井小学校	金井ヶ丘一丁目 30 番 1 号	金井町 2,612 番地 183

○ 2020 年 7 月 25 日から施行します。

【関係法令】

○ 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項（住居表示の実施手順）

問合せ先	学校教育部　学務課長　田村	電話	724-2176

議案概要

議案名	第５９号議案　消防ポンプ自動車購入

【議案提出の目的】

消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過する消防ポンプ自動車を買い替えるため、物品供給契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 町田市消防団第 2 分団第 3 部及び第 3 分団第 9 部に配備する消防ポンプ自動車 2 台を購入するものです。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）

【契約の概要】

○ 契約目的　　消防ポンプ自動車購入
○ 契約方法　　指名競争入札
○ 契約金額　　38,280,000 円
○ 契約相手方　　東京都町田市図師町 1847 番地
　　三共自動車株式会社
　　代表取締役　河合　彪
○ 履行期限　　契約確定の日から 2021 年 3 月 31 日まで

【過去の実績】

○ 2014 年度　消防ポンプ自動車 2 台購入　33,868,800 円
○ 2016 年度　消防ポンプ自動車 1 台購入　16,675,200 円
○ 2017 年度　消防ポンプ自動車 2 台購入　33,782,400 円
○ 2018 年度　消防ポンプ自動車 2 台購入　33,782,400 円
○ 2019 年度　消防ポンプ自動車 2 台購入　35,860,000 円

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　山本 （事業内容）防災安全部　防災課長　星野	電話	724-2523 724-3254

議案概要

議案名	第６０号議案　学校用ＩＣＴ機器購入

【議案提出の目的】

「町田市５ヵ年計画 17－21 重点事業プラン」に位置付けられた「教育の情報化推進」に基づき、ICT を活用した魅力ある授業の環境を整えることを目的に、市立小・中学校の各普通教室にプロジェクターを設置するため、物品供給契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 市立小・中学校の内、11 校に設置予定の ICT 機器を購入するものです。
- 電子黒板機能付プロジェクター（壁固定）　92 台
- 電子黒板機能付プロジェクター（可搬型）　3 台

設置予定校	小学校	町田第二	町田第一	大蔵
	中学校	鶴川第二	薬師	真光寺
		木曽	小山田	小山
		つくし野	山崎	

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得）
○ 地方自治法施行令第121条の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）

【契約の概要】

○ 契約目的　学校用ＩＣＴ機器購入
○ 契約方法　条件付一般競争入札
○ 契約金額　24,272,600 円
○ 契約相手方　東京都町田市原町田六丁目２番６号
株式会社有隣堂　町田モディ店
店長　山内　由香里
○ 履行期限　契約確定の日から 2021 月３月 31 日まで

【過去の実績】

○ 2017 年度　プロジェクター　45 台　10,487,880 円
○ 2018 年度　プロジェクター　320 台　74,304,000 円
○ 2019 年度　プロジェクター等 477 台　107,948,160 円

【経緯】

○ 2019 年度までに小学校全校、中学校 13 校に計 970 台を設置しました。2021 年度までに全市立小・中学校 62 校の各普通教室に１台、計 1,080 台を設置する予定です。

	年度	2017	2018	2019	2020（予定）	2021(予定)
整備対象校	小学校	1	19	22	3	0
	中学校	1	7	5	8	1
	合計	2	26	27	11	1

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　山本 （事業内容）学校教育部　教育センター所長　林	電話	724-2523 793-2481

議案概要

議案名	第６１号議案　忠生 732 号線（尾根緑道）道路改良工事請負契約

【議案提出の目的】

町田市道 732 号線(尾根緑道)における通行機能の改善や歩行者の安全性確保を目的として、排水施設の整備及び道路の舗装等を行う工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

・概要　車道幅員 4.5～9.0m　歩道幅員 3.0～7.0m　全長 723.1m
・排水工事　全長 1040.3m
・舗装工事　面積 4255 ㎡
・縁石工事　全長 1375.8m
・安全施設工事　全長 684.6m

＜工事区域図＞

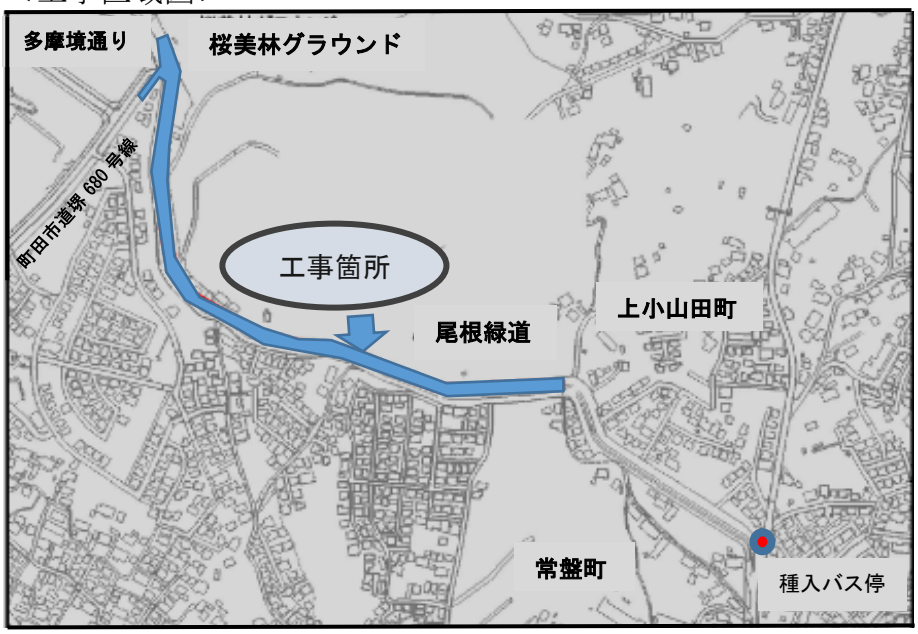

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契約目的　忠生 732 号線（尾根緑道）道路改良工事
○ 契約方法　条件付一般競争入札
○ 契約金額　166,635,810 円
○ 契約相手方　東京都町田市原町田六丁目 22 番 9 号
株式会社石井工務店
代表取締役社長　若林　克典
○ 工　　期　契約確定の日から 2021 年 2 月 24 日まで

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　山本 （工事内容）道路部　道路整備課長　岩岡	電話	724-2523 724-1125

議案概要

議案名	第６２号議案　生活保護法第７８条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

【議案提出の目的】

生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費等を徴収するため、生活保護法第 78 条に基づく徴収金、同法第 63 条に基づく返還金及び地方自治法施行令第 159 条に基づく戻入金に係る訴訟を提起するものです。

【議案の内容】

○ 生活保護費を受給していた者が、生活保護費受給中の就労収入について申告をしていなかったこと等により、支給済みの生活保護費相当額 3,804,301 円の徴収が必要となりました。

○ 184,301 円の納付を受けましたが、いまだに 3,620,000 円の納付がないため、訴訟を提起するものです。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号（訴えの提起）
○ 生活保護法第 78 条（費用の徴収）
○ 生活保護法第 63 条（費用返還義務）
○ 地方自治法施行令第 159 条（誤払金等の戻入）

問合せ先	財務部　納税課債権対策担当課長　石川	電話	724-3295

議案概要

議案名	第６３号議案　生活保護法第７８条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

【議案提出の目的】

生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費等を徴収するため、生活保護法第 78 条に基づく徴収金及び地方自治法施行令第 159 条に基づく戻入金に係る訴訟を提起するものです。

【議案の内容】

○ 生活保護費を受給していた者が、生活保護費受給中の就労収入について申告をしていなかったこと等により、支給済みの生活保護費相当額 2,846,492 円の徴収が必要となりました。

○ 1,404,792 円の納付を受けましたが、いまだに 1,441,700 円の納付がないため、訴訟を提起するものです。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号（訴えの提起）
○ 生活保護法第 78 条（費用の徴収）
○ 地方自治法施行令第 159 条（誤払金等の戻入）

問合せ先	財務部　納税課債権対策担当課長　石川	電話	724-3295

議案概要

議案名	第６４号議案　生活保護法第７８条に基づく徴収金に係る訴訟の提起について

【議案提出の目的】

生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費を徴収するため、生活保護法第 78 条に基づく徴収金に係る訴訟を提起するものです。

【議案の内容】

○ 生活保護費を受給していた者が、生活保護費受給中に支給を受けた年金時効特例給付について申告をしていなかったこと等により、支給済みの生活保護費相当額 2,497,958 円の徴収が必要となりました。

○ 23,958 円の納付を受けましたが、いまだに 2,474,000 円の納付がないため、訴訟を提起するものです。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号（訴えの提起）
○ 生活保護法第 78 条（費用の徴収）

問合せ先	財務部　納税課債権対策担当課長　石川	電話	724-3295